

NIPT等の出生前検査に関する専門委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

出生前検査については、平成10年に出生前診断に関する専門委員会において、「母体血清マーカー検査に関する見解」が取りまとめられたが、その後、母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT（Non Invasive Prenatal genetic Testing））が開発された。NIPTの実施体制については、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成25年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

これらの出生前検査を行うに当たっては、妊婦の意思決定に当たり適切な情報提供が実施されているか、妊婦の不安・葛藤に寄り添った相談支援体制が整備されているか、などの課題がある。また、NIPTについては、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

このようなことから、NIPTをはじめとした出生前検査についての検討を目的とし、厚生科学審議会科学技術部会下に本委員会を設置する。

2. 検討事項等

- ・出生前検査の適切なあり方や実施体制等について
- ・妊婦への情報提供のあり方や遺伝カウンセリング等の相談支援体制について
- ・胎児期からの切れ目ない小児医療や福祉施策との連携について
- ・その他、出生前診断に関わる課題について

3. 構成

医療関係者（産婦人科、小児科等）、法学・生命倫理の専門家、障害者福祉分野の専門家、その他の有識者等20名程度で構成する。

4. 庶務

本専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において行う。